

令和二年度に出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へのお願い

厚生労働省政策統括官付参事官付

人口動態・保健社会統計室

出生や死亡、死産があつた場合や、婚姻、離婚をされた方にはそれぞれ「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」を市区町村の窓口にて提出していただきます。

また、五年に一度、国勢調査の行われる年度には、「人口動態調査（職業・産業）」の実施に伴い、職業の記入も（死亡届には産業の記入も）お願いしております。

届出は厚生労働省が実施している「人口動態調査」として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況が調査され、調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための重要な基礎資料として活用されています。

人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

〈対象〉

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの

出生・死亡・死産・婚姻・離婚

〈調査方法〉

各届書の届出をされるときに、それぞれ職業をご記入ください。

記入例

- ・ 医師・教員など……「専門・技術職」
- ・ 一般事務員など……「事務職」
- ・ 販売店員・営業職従業者など……「販売職」
- ・ 美容師・ホームヘルパーなど……「サービス職」

※ 死亡届にはこのほか、「農業」「建設業」「製造業」「不動産業」といった産業も併せてご記入ください。

届出をする市区町村役場の窓口にて「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い（職業・産業例示表）」を備え付けていますので、ご参考の上、記入をお願いいたします。また、わからない場合は、窓口でおたずねください。